

議 員 連 絡 会

日 時 令4年8月24日（水）

午後1時30分から

会 場 市議会議場

1 議会閉会中における常任委員会の活動状況報告

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 総務生活常任委員会 | 8月3日 |
| (2) 厚生教育常任委員会 | 7月11日、8月3日 |
| (3) 経済建設常任委員会 | 8月3日 |

2 議長会関係の報告 …………… 資料1

- (1) 令和4年度 静岡県中部四市議会議長協議会（8月2日）
- (2) 令和4年度 志太榛原五市二町議会議長連絡協議会（書面会議）

3 令和4年9月島田市議会定例会の日程について …………… 資料2

4 本日以降の議会における感染症対策について …………… 資料3

5 その他

議長会関係の報告

令和4年度 静岡県中部四市議会議長協議会

- 1 開催市 静岡市
- 2 開催日 令和4年8月2日(火)
- 3 内容
 - ・議案
 - ・第1号議案 令和3年度事業報告について
 - ・第2号議案 令和3年度収入支出決算の認定について
 - ・第3号議案 令和4年度事業計画(案)について
 - ・第4号議案 令和4年度歳入歳出予算(案)について
 - ・第5号議案 次期開催市について
- 4 結果
全ての議案について、原案のとおり承認又は可決された。
- 5 その他
第5議案と申合せ(輪番)により、令和4年度の開催市は焼津市に決定し、焼津市議会・池谷和正議長から受諾の挨拶が行われた。

令和4年度 志太榛原五市二町議会議長連絡協議会

- 1 開催市 川根本町
- 2 審議期間 令和4年7月15日から令和4年8月12日まで
- 3 内容
 - ・議案
 - ・第1号議案 令和3年度事業報告について
 - ・第2号議案 令和3年度歳入歳出決算の認定について
 - ・第3号議案 令和4年度事業計画(案)について
 - ・第4号議案 令和4年度歳入歳出予算(案)について
- 4 結果
全市町の正副議長から書面会議の結果の提出があり、すべての議案について、原案のとおり承認又は賛成とされました。

令和4年9月島田市議会定例会日程

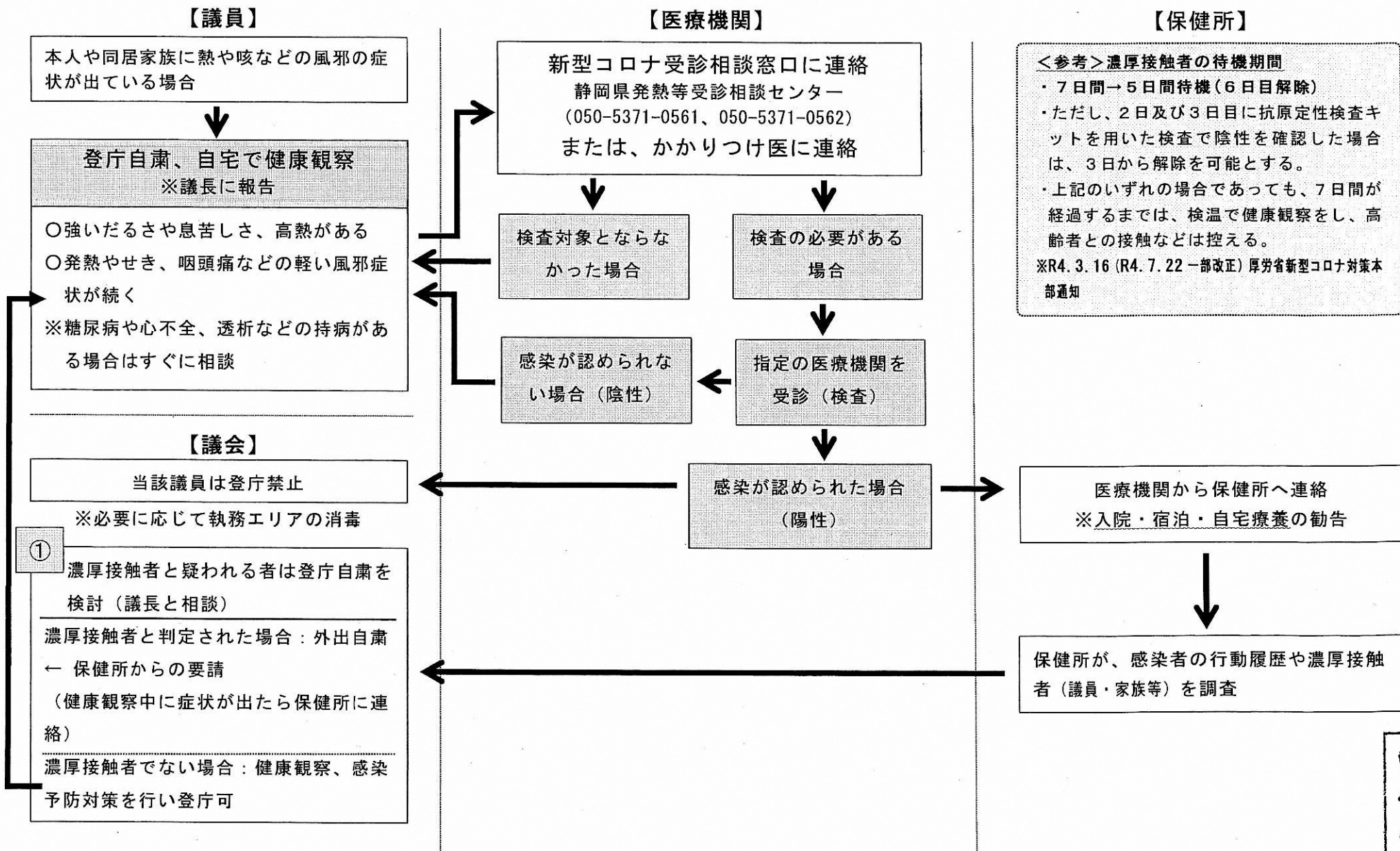
資料2

月 日	曜日	会 議 内 容	備 考
8月17日	水	議会運営委員会 午前9時30分～	
8月24日	水	議会運営委員会 午前9時30分～、議員連絡会 午後1時30分～、全員協議会 議員連絡会終了後、予算・決算特別委員会 全員協議会終了後	議会招集告示(8/23)、議案送付
8月26日	金		諸般通告締切り:正午、一般質問通告事前提出:午後3時
8月30日	火		一般質問通告締切り:午後3時
8月31日	水	議会運営委員会 午前9時00分～ 【本会議(初日)】 午前9時30分～、決算説明会 会議録署名議員の指名、諸般の報告、会期の決定、閉会中の常任委員会等審査・調査報告、議案上程・説明、議案第58号 質疑→討論→採決	
9月1日	木	休会	
9月2日	金	休会	
9月3日	土	休会	
9月4日	日	休会	
9月5日	月	休会	
9月6日	火	休会	
9月7日	水	休会	議案質疑通告締切り:午後3時
9月8日	木	【本会議(一般質問)】 午前9時30分～	
9月9日	金	【本会議(一般質問)】 午前9時30分～ (議会運営委員会(資料要求があった場合)午前9時～)	
9月10日	土	休会	
9月11日	日	休会	
9月12日	月	【本会議(一般質問)】 午前9時30分～	
9月13日	火	休会	
9月14日	水	【本会議(議案質疑)】 午前9時30分～ 予算・決算特別委員会 議案質疑終了後	
9月15日	木	休会(予算・決算厚生教育分科会、厚生教育常任委員会)午前9時30分～	※前の委員会が延長された場合は、次の委員会の開催時間等を繰り下げる。
9月16日	金	休会(予算・決算経済建設分科会、経済建設常任委員会)午前9時30分～	
9月17日	土	休会	
9月18日	日	休会	
9月19日	月	休会(敬老の日)	
9月20日	火	休会(予算・決算総務生活分科会、総務生活常任委員会)午前9時30分～	
9月21日	水	休会(常任委員会、予算・決算特別委員会:予備日)	
9月22日	木	休会(予算・決算特別委員会) 午前9時30分～	討論通告締切り:午後3時
9月23日	金	休会(秋分の日)	
9月24日	土	休会	
9月25日	日	休会	
9月26日	月	休会	
9月27日	火	休会	
9月28日	水	休会	
9月29日	木	休会(議会運営委員会 午前9時30分～)	
9月30日	金	【本会議(最終日)】 午前9時30分～ 委員長報告→質疑→討論→採決、議員派遣、閉会中の継続審査・調査 ほか	

31日間

※会議規則第102条に基づく資料配付について

◎一般質問をしようとする日の2日前(土・日曜日を除く)までに事務局に提出してください。



①保健所が濃厚接触者の判定を行う。濃厚接触が疑われる者は、登庁の自粛を検討（議長と相談）。濃厚接触者と判定された者は、保健所が外出自粛を要請。
 【濃厚接触者とは】 新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。必要な感染予防策をせずに手で触れることまたは対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。（厚生労働省HP「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」抜粋）

島田市議会議員 各位

島田市議会議長 大石 節雄

議会活動における議員のマスクの着用（議会における感染対策）について

島田市議会では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和3年2月に『災害対応における議会议行計画（感染症対策編）』を策定し、議会運営委員会で当該計画の内容が了承されています。

この中で、現在の市内の感染状況下（「感染まん延期」（県内の新規感染者の発生が過大である状況））における議員の行動は、『感染予防の徹底（手指の消毒、マスクの着用等）』となっていることから、議会活動においてマスクの着用を議員に要請し、議員もこれに従っているところです。

今までも市議会においてマスクの着用要請への賛否がありましたが、国・県による屋内のマスク着用の目安によれば、2メートル以上の距離を保たれている場合で、会話や発生がない場合には着用を不要としていることに加え、新聞報道では、季節性インフルエンザと比較した場合の重症化率が新型コロナウイルスは低いこと、マスク着用による意思の疎通の妨げとなる弊害や酸欠による思考力低下の懸念などが挙げられております。

こうしたことを踏まえ、島田市議会としてマスク着用の取り扱いについて、会派代表者連名で議会運営委員会委員長に依頼があり、議会運営委員会で協議した結果、本日以降の本会議及び委員会でのマスク着用についての取り扱いを下記のとおり決定しましたので、議員各位におかれましては適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 議場内及び委員会室において委員間または当局職員との距離が2メートル以上確保できる場合
呼吸等が苦しくなるなど身体への影響がある場合、議長または委員長に申し出て会話をしないことを条件にマスクをずらすことの許可を得ることができる。（咳、くしゃみをするときはずらしたマスクを適切な着用に戻すことを遵守すること。）

2. 委員会室において委員間または当局職員との距離が2メートル以上確保できない場合
呼吸等が苦しくなるなど身体への影響がある場合、委員長に申し出て暫時休憩を求め、2メートル以上の距離を確保したうえで、会話をしないことを条件にマスクをずらすことの許可を得ることができる。（咳、くしゃみをするときはずらしたマスクを適切な着用に戻すことを遵守すること。）

なお、暫時休憩時間は必要最小限にとどめることとする。

3. 一般質問における質問方式による取り扱い

質問方式に関わらず、呼吸等が苦しくなるなど身体への影響がある場合、議長に申し出ることで、適宜休憩しながら質問することができる。

なお、「島田市議会議員政治倫理規程」の趣旨に規定されている、「市民の厳粛な信託にこたえるため…公正かつ清廉を基本姿勢とした議員活動に取り組む」よう留意するとともに、「議員は、市民全体の利益を指針として常に信頼される行動をとり、いやしくも市の名誉と品位を傷つけるような行為をしないこと。」の規定に抵触しないように努めること。